

ID: 1081

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法施行令 第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
<p><b>【基準】</b>  政令第16条の規定による。  (受給者証の再交付)  第16条 市町村は、受給者証(法第22条第5項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日